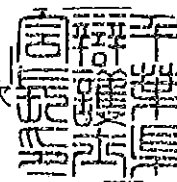


高校授業料無償の維持及び就学支援の充実を求める意見書

平成23年12月27日

千葉県弁護士会

会長 木村 龍 次



民主党と自民党・公明党は、2011年（平成23年）8月9日の協議で、震災復興のための特例公債法案を成立させるための条件の一つとして、自民党の主張していた高校授業料無償化法（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律）につき、政策効果の検証を基に、必要な見直しを検討する旨合意した。

高校授業料無償化の制度は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的」として制定されたものであり（同法1条）、わが国の将来を担う子どもたちが安心して勉学に打ち込める社会を作るために導入されたものである。高校進学率が9割を超え、高校卒業資格なしに就業することの困難さを考えれば、高校授業料の無償化は、社会が子どもに果たすべき責任のうちでも極めて重要なものというべきであって、特例公債法案の成立によってその存続を左右されるべき性質のものではない。

厚生労働省が2011年（平成23年）7月12日に公表した「平成22年国民生活基礎調査」によれば、2009年（平成21年）の子どもの貧困率は15.7%と過去最悪を記録したとのことである。日本社会における貧困化、困窮化が進む中で、子どもの生存と成長が様々な形で阻害され、子どもと親を苦しめている。子ども期の貧困が子どもの社会的自立を妨げ、貧困の世代連鎖を生み貧困を再生産させることは、既に明らかであり、それを防止するための早期の施策が重要であることも明らかである。そして、教育にかかる費用の少なさで日本は先進国の中でも最低レベルにある。

平成23年8月4日に文部科学省が発表した、平成22年度「児童生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、高校の中途退学者のうち、経済的理由を原因とする者の構成比は、平成21年度が2.9%であったのに対し、制度導入後の平成22年度には1.9%と減少している。

また、平成23年5月27日に全国私立学校教職員組合連合が発表した「2010年度私立中高生の経済的理由による退学と学費滞納調査まとめ」においても、経済的理由で私立高校を中退した者の数は平成21年度で200人(0.09%)であったのに対し、平成22年度には143人(0.05%)と減少していることが認められる。これは高校無償化の制度導入により、私立高校に就学支援金が支給されていることが要因とみられる。

このように、高校無償化の制度導入の効果が表れている反面、上記文部科学省の調査によれば、経済的理由により高校を中退した生徒が1007人おり(震災により調査が困難な岩手県、宮城県、福島県を除く)、更なる支援の充実が求められているところである。

よって、当会は、政府に対し、高校授業料無償化の維持及び更なる就学支援の充実を強く求めるものである。

以上